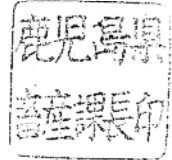


畜 第 1 0 6 4 - 1 号  
平成 2 9 年 1 月 1 2 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御協力と御理解を賜り感謝いたします。

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知、以下「マニュアル」という。）に沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところであります。また、平成28年9月には「今冬シーズンに向けた豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について」（平成28年9月28日付け畜産課長通知）により、改めて傘下会員等に対する御指導をお願いしてきたところです。

その指導等の結果、農場内の飼養衛生管理や畜産関係施設における対策の徹底が図られ、全国の発生状況は、平成28年9月（4シーズン目）以降、9県23農場での発生を認めるものの、年々発生件数が減少し、限局的な発生となっております。

現在、4シーズン目における本県の発生状況も、平成28年10月に、1農場での発生を認めるのみですが、平成27年9月から平成28年8月（3シーズン目）に発生した17農場のうち、2農場については、未だ下痢等の症状が継続しており、終息していない状況にあります。

また、昨年は、全国的に、1月以降の週当たりの発生件数が増加し、本県においても、3シーズン目に発生した17農場のうち12農場が昨年1月から3月に集中して発生したことを踏まえ、本年も、引き続き本病が発生しやすい状況であると考えする必要があります。

つきましては、別添リーフレット等を活用いただきながら、特に下記に留意し、傘下会員等に対する本病の防疫措置の指導を再度徹底していただくようお願いします。

記

1 養豚農場での対策の徹底

(1) 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル4（1）の対策について、改めて指導すること。

(2) ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として、平時から継続的にワクチンを使用することが望ましいが、平成26年に7割程度実施されていたワクチン接種率が、平成28年には5～6割程度に低下していると推測されることから、豚の飼養者に対して、マニュアルの7（2）の対策について十分説明するとともに、改めて積極的なワクチン接種を促すこと。



### (3) 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては、早期通報が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル3(1)の対策について、改めて指導すること。

## 2 各畜産関係施設での対策の徹底

肥育豚を用いた感染実験では、症状が消失した後も少なくとも1か月間大量のウイルスを排出し続ける個体が確認されていること、排せつ物等有機物の存在下や低温下では消毒効果が低下すること及び特に哺乳豚については少量のウイルスでも感染が成立しやすい傾向があることに留意し、マニュアルの4(3)②に記載された畜産関係施設(と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場)においては、今後も定期的に、消毒の実施状況など交差汚染防止対策の実効性を点検、検証することにより、衛生管理水準の維持や改善を図ること。

また、本県で実施した発生農場の拭き取り検査において、農場に出入りする車両のタイヤ周り、運転席及び運転手の作業着等からウイルスが検出されていることから、これら車両の消毒及び運転手の衣類の交換・消毒の再徹底を図るよう指導すること。

さらに、本病の全国サーベイランスにおいて、非発生農場の肥育豚であっても抗体陽性となる事例が確認されていること等も踏まえ、発生農場由来豚の受け入れがない畜産関係施設においても、農場間の交差汚染を防止するための対策を積極的に実施するよう努めること。

鹿兒島県農政部畜産課 家畜衛生係 米丸・浜崎 TEL 099-286-3224 FAX 099-286-5599
---